中津市封筒の作製及び寄附に関する協定書（案）

中津市長　奥塚　正典（以下「甲」という。）と　〇〇〇（以下「乙」という。）とは、中津市封筒の作製及び寄附について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　乙は、中津市役所用広告入り封筒、中津市教育委員会用広告入り封筒及び中津市市民課用広告入り窓口封筒（以下「封筒」という。）を甲に納品し、甲は納品された封筒を日常の業務において積極的に使用するものとする。

（協定期間並びに封筒使用期間）

第２条　協定期間は、協定の締結した日から令和９年６月３０日までとし、封筒の使用期間については、令和８年７月１日から令和９年６月３０日までとする。

（封筒の納品及び広告内容等）

第３条　封筒の納品時期及び数量並びに封筒の作製及び広告内容等については、「中津市広告料収入事業実施要綱」、「中津市広告入り封筒の寄附の取扱に関する要領」、「広告入り封筒仕様書」及び「広告入り封筒寄附の募集要領」に準じるものとする。

（封筒の作製及び使用等）

第４条　乙は、広告内容、色、形状等の封筒の仕様及び部数について事前に甲と協議し、甲の承諾を受けた後に封筒を作製しなければならない。

２　乙は、封筒の仕様に際し、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合には、全ての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応するものとする。

３　乙は、寄附した封筒又は掲載した広告主に問題が生じた時は、速やかに全面回収し、代替する封筒を提供するものとする。

４　封筒の仕様及び掲載内容について変更が必要な場合は、甲乙協議の上、対応するものとする。

（広告掲載の事前協議）

第５条　乙は、広告主を選定した後、「広告掲載申込書（様式第４号）」をもって、広告主選定及び広告内容の可否について甲へ協議するものとする。

２　前項の協議の結果、甲は広告主選定の拒否や広告内容の修正を求めた場合、

乙はこれに従うものとする。

（協定の解除等）

第６条　甲乙は、必要があるときは、協議の上、この協定の全部もしくは一部を解除し、内容を変更し、または履行を中止することができる。

（甲の解除権）

第７条　甲は、乙が次の各号の１に該当する場合は、この協定を解除することができる。

（１）　協定の締結又は履行に関し、不正の行為があったとき。

（２）　履行期限までに履行の完了の見込がないとき。

（３）　第５条第２項に規定する甲の拒否又は修正の求めに応じないとき。

（４）　広告主が「中津市広告料収入事業実施要綱」あるいは「中津市広告入り封筒の寄附の取扱に関する要領」に違反した場合、あるいは違反したことが判明した場合。

２　前項の場合において、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責任を負わないものとする。

（表示広告に関する責任）

第９条　封筒の内容に関する苦情及びその他問題が発生したときは、寄附決定者が一切の責任を負い、速やかに解決に努めるものとする。

（権利、義務の譲渡の禁止）

第１０条　乙は、甲の承認を得ないで、この協定に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは担保に供し、又は引き受けさせてはいけない。

（協定の費用等）

第１１条　この協定の締結に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（協議）

第１２条　乙は、この協定に定めるもののほか、「中津市広告料収入事業実施要綱」、「中津市広告入り封筒の寄附の取扱に関する要領」、「広告入り封筒仕様書」及び「広告入り封筒寄附の募集要領」に定める事項を遵守し履行するものとする。

２　その他、この協定について疑義が生じた場合、又はこの協定に記載していない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自でその１部を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　大分県中津市豊田町１４番地３
中津市長　奥　塚　正　典

乙　○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○